

## 6 薬物乱用

### 初期対応のポイント

- ① 複数の教職員で事象発生現場や警察等へ急行し、状況を確認する。
- ② 警察や医療等関係機関と最大限の連携協力体制をとる。
- ③ 管理職と生徒指導主事（担当者）に対し、正確な情報を迅速・確実に伝える。
- ④ 薬物の使用は重大な違法行為であることについて指導する。

### 対応の手順

#### 情報の収集

##### 発生現場等急行時及び到着時における心構え

- ・複数の教職員で対応し、児童生徒の行為を中止させる。
- ・当該児童生徒が正常な状態ではないことを念頭に、安全には十分配慮する。
- ・必要であれば身体を押さえるなど、受傷事故防止に十分留意する。
- ・現場にナイフ等の危険物があれば、直ちに取り除く。
- ・教職員及び周囲の者に危険が及ぶ場合は、警察に通報する。
- ・当該生徒の身体に変調をきたしている場合は、救急車の手配する。

##### 現場での対応

- ・通報者や警察等から確認する。
- ・当該児童生徒から聴取する。
- ・当該児童生徒等と一緒に居合わせた同行者から聴取する。



#### 連絡・報告と情報管理

##### 情報の共有と共通理解

- ・管理職と生徒指導主事（担当者）への連絡
- ・警察への通報
- ・保護者への緊急連絡（事件の概要等）
- ・関係学校への連絡（関係者に他校の児童生徒がいる場合）
- ・教育委員会への報告（問題事象の程度によっては、校長の判断で必要に応じて）

**※管理職・生徒指導主事(担当者)への連絡・報告は問題事象が解決するまでこまめに行う。**

#### 事実確認（警察・医療機関による対応以外の場合）

##### 児童生徒からの聴取

##### 児童生徒からの聴取事項

- ・薬物使用の原因（動機）
- ・薬物使用に至るまでの経緯
- ・薬物使用の頻度や種類
- ・関係した児童生徒や友人及び背後関係
- ・薬物の入手先や方法
- ・児童生徒の生活状況（家庭環境等）

##### 児童生徒への指導

- ・薬物使用に関する指導（重大な違法性）
- ・家庭や学校等への影響の大きさの認識

##### 交友者・背後関係の実態把握

- ・個別面談やアンケート等での実態把握
- ・不良集団や暴力団組織の把握
- ・当該児童生徒との交友関係や繋がり  
の把握

##### 依存度が高い児童生徒への対応

- ・保護者や医療機関と連携し、治療的な  
対応

#### 留意事項

- ・聴取の際は、不測の事態も想定されるので、児童生徒を一人きりにしない。



#### 対応方針の決定

##### 関係者による緊急対策会議

- ・情報の集約と整理
- ・当該児童生徒や保護者への指導、支援
- ・指導方法を決定

##### 緊急職員会議

- ・全教職員への周知と共通理解
- ・出席停止を検討
- ・今後の対応策の検討と役割分担



## 児童生徒・保護者への対応や指導

### 当該児童生徒

#### 指導方針及び方向性

- ・再発防止に向けた指導と支援  
(学級担任を中心として、学年主任や生徒指導主事(担当者)等複数の教職員で関わる。)
- ・毅然とした態度での指導
- ・交友関係や生活習慣の改善指導
- ・不良集団や暴力団関係からの脱退支援

#### 心のケア

- ・教育相談係やスクールカウンセラーによる心のケアをする。

### 当該児童生徒の保護者

#### 概要説明

- ・事件についての説明

#### 家庭訪問

- ・児童生徒の普段の生活習慣や交友関係について聴取
- ・児童生徒の再発防止に向けた助言と指導
- ・学校と家庭の連携(情報交換や定期的な面談)

### その他

#### 関係機関等への支援要請

- ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合⇒出身学校(園)
- ・一時保護を必要とする場合、児童虐待の恐れがある場合⇒こども家庭相談センター



## 再発防止に向けた取組

### 学校での対応

- ・児童生徒や保護者等との信頼関係の構築と連携強化
- ・児童生徒の動向の把握
- ・指導力向上のための事例検討会の実施
- ・薬物に対する正しい知識と違法行為であることの認識

### 関係機関と連携した対応

- ・近隣の学校間で、情報交換と行動連携(児童生徒達の溜まり場、交友関係等)
- ・警察や各種関係機関と連携した薬物乱用防止教室の開催
- ・薬物に対する正しい知識と違法行為であることの認識
- ・学校外での連携及び連絡体制の構築  
(校区内の公共機関や大型店舗、交通機関等児童生徒達が立ち寄りそうな場所等)

(参考)

## 薬物使用を疑わせるサイン

### 初期段階

- ・薬物使用のための道具らしき物を持っている、もしくは部屋の中にある。  
(例:注射器、パイプ、ビニール袋、筒状に丸めたアルミホイル等)
- ・薬物のことが話題になると嫌がる、あるいは必要以上に興味を示す。

### 危険段階

#### (心身面)

- ・極端な体重減少、体調不良、注意力が散漫になる。
- ・幻覚や幻聴に怯える、舌がもつれる。

#### (行動面)

- ・気分や態度が変わりやすくなる、活力や気力が低下してくる。
- ・成績が極端に落ちる、学校を休みがちになる、家に寄りつかなくなる。
- ・金遣いが荒くなる、異常なまでにテンションが高くなる。
- ・肘の内側を隠すような素振り等をする。(注射痕を隠すため。)
- ・友達関係が変わる、家族との関わりを嫌がる。

## 7 性の逸脱行為

【男子生徒】

### 初期対応のポイント

- ① 管理職と生徒指導主事（担当者）に対し、正確な情報を迅速かつ確実に伝える。
- ② 発生現場や警察等へ急行し、事実を確認する。
- ③ 重大な犯罪行為であるという毅然とした態度を示す。

対応の手順

### 事実確認

発生現場や警察等への急行

- ・複数の教職員で対応する。

### 事実確認

- ・被害者から確認する。（まずは迷惑をかけたことを謝罪する。）
- ・警察から確認する。（事件の概要、今後の捜査状況など。）
- ・当該児童生徒から事情聴取する。（毅然とした態度を示す。）
- ・関係した児童生徒から事情聴取する。（個別に事実確認を行う。）

### 連絡・報告と情報管理

#### 情報の共有と共通理解

- ・管理職と生徒指導主事（担当者）への連絡  
（学級担任は、分かっている範囲で、事実のみ正確に伝える。）  
（生徒指導主事（担当者）は、情報を一元的に集約し、時系列で正確に記録する。）
  - ・保護者への緊急連絡（発生場所や警察等へ本人の引取りを依頼する。）
  - ・教育委員会への報告（問題事象の程度によっては、校長の判断で必要に応じて。）
- ※管理職・生徒指導主事(担当者)への連絡・報告は問題事象が解決するまでこまめに行う。**

### 保護者対応

#### 保護者への対応

- ・教職員による保護者と児童生徒のコミュニケーションをサポートする。

#### 保護者への助言

- ・被害者対応（謝罪等）について助言する。  
（当該児童生徒及び保護者を含めた誠意ある謝罪をさせることが大切である。）
- ・家庭での話し合いについての助言をする。  
（叱るだけではなく、行為に至った心情や背景等内面の理解を重視する。規範意識の高揚につながるように接する。）

### 対応方針の協議

#### 関係者による緊急対策会議

- ・警察へ連絡し、出来る限りの情報を収集
- ・被害児童生徒や保護者への指導、支援
- ・指導方法の道筋を決定

#### 緊急職員会議

- ・全教職員への周知と共通理解
- ・今後の対応策の検討と役割分担
- ・指導方法を決定

### 学校等の対応

#### 生徒への対応・指導

- ・社会的及び道徳的な規範を示し、性に関する基本的事項への理解や指導
- ・非行事実やその問題性の認識と反省

#### 心のケア

- ・心のケア及び立ち直り指導や支援

#### 関係機関との連携

- ・必要に応じて、警察や医療機関、こども家庭相談センター等の関係機関との連携

### 生徒・保護者への対応や指導

#### 当該生徒への対応

##### 指導方針及び方向性

- ・再発防止に向けた指導や支援
- ・被害者への謝罪についての話し合い
- ・当該児童生徒への指導

##### 心のケア

- ・教育相談係やスクールカウンセラーの支援

#### 保護者への対応

##### 概要説明等

- ・保護者に来校を求めている面談

##### 今後の対応及び方向性

- ・当該児童生徒における支援の在り方についての相談
- ・学校の指導や支援方法についての説明
- ・被害者への対応（謝罪等）の相談

### 留意事項

- ・当該児童生徒及び保護者への対応や支援は、連携して行うこと。

## 【女子生徒】

### 初期対応のポイント

- ① 児童生徒や保護者の意向を踏まえた上で、児童生徒のプライバシーに十分配慮する。
- ② 女性教職員による対応をする。
- ③ 相談を受けた教職員が一人で抱え込まない。
- ④ 医療機関への受診や警察への通報等具体的な提案をする。
- ⑤ 警察や少年サポートセンター及び医療機関等と連携して対応する。

### 対応の手順

#### 事実確認

##### 児童生徒自らが相談

##### 聴取の際の留意点

- ・面談の時間をもち、詳細に聴取する。(原因や背景及び経過など。)
- ・聴取は、出来るだけ女性教職員で行う。
- ・客観的な情報を丁寧に確認する。(妊娠や性感染症及び体の変調など。)
- ・児童生徒のプライバシーや話したくないことに配慮する。(本人の心情を考慮)

##### 具体的なアドバイス

- ・医療機関への受診を勧める。
- ・警察への通報を働きかける。

##### 保護者連絡

- ・面談後、保護者へ児童生徒の考えや状況を連絡する。(保護者に理解と配慮を求めめる。)

##### 保護者からの相談

##### 聴取の際の留意点

- ・面談の時間をもち、詳細に聴取する。(原因や背景及び経過など。)
- ・保護者が希望する場合は、女性教職員が相談に応じる。
- ・客観的な情報を丁寧に確認する。
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、話しを聞く。

##### 具体的なアドバイス

- ・医療機関への受診や警察への通報等具体的な提案をする。
- ・他の関係機関等について教示する。

#### 教職員に対する留意事項

##### 教職員向け

- ・相談を受けた教職員が一人で抱え込まず、組織で対応する。

##### 当該児童生徒向け

- ・医療機関への受診や警察への通報等具体的に提案し、同意を得よう働きかける。
- ・どんなことがあっても、最後まで関わりをもつ。
- ・対応については、他の教職員の介入も不可欠であることから、本人に説明し、納得させた上で支援する。
- ・保護者や児童生徒本人の心情を十分理解し、配慮する。

#### 対応方針の協議

##### 生徒指導委員会等の関係者による会議

- ・管理職へ連絡する。(事実のみ正確に。)
- ・児童生徒や保護者及び教職員からの情報を集約する。
- ・児童生徒や保護者の意向を踏まえた上で、具体的な対応策を検討する。
- ・必要に応じて、関係機関等に支援を要請する。

#### 学校等の対応

##### 基本的な対応・指導

- ・問題性や危険性を認識させ、反省させる。
- ・心理的不安を解消させる。
- ・社会的及び道徳的な規範を示し、性に関する基本的事項、男女の人間関係の在り方について理解を徹底させる。

##### 留意点

- ・「男女交際」については、一般論としての指導だけでなく、実態に応じた個別対応が必要である。
- ・「自分だけではない。」という安心感や「人に後れをとりたくない。」という誤った価値観、金品が入ることへの期待感や楽しさから安易に性行為をしてしまうことに、真正面から反対する。

#### 再発防止に向けた取組

##### 学校としての対応

- ・校内における教育相談体制を充実させる。
- ・非行防止教室を開催する。

##### 教職員への対応

- ・指導力向上のための事例検討会を実施する。
- ・保護者との連携を強化する。

## 8 家出

### 初期対応のポイント

- ① 情報収集に全力を尽くすとともに、情報を一元的に集約する。
- ② 保護者に対して、「行方不明者届」を早めに提出するよう勧める。
- ③ 管理職と生徒指導主事（担当者）に対し、正確な情報を迅速かつ確実に伝える。
- ④ 警察等関係機関と最大限の連携協力体制をとりながら、搜索する。
- ⑤ 保護者の意向を踏まえた上で、児童生徒のプライバシーに十分配慮し行動する。

### 対応の手順

#### 連絡・報告と情報管理

##### 情報の共有と共通理解

- ・管理職と生徒指導主事（担当者）への連絡
  - ・関係各校への連絡や連携及び情報交換（同行者がいる場合）
  - ・教育委員会への報告（問題事象の程度によっては、校長の判断で必要に応じて。）
- ※管理職・生徒指導主事(担当者)への連絡・報告は問題事象が解決するまでこまめに行う。**



#### 情報の収集

##### 初期対応

- ・当該児童生徒の自宅を留守にしないようにする。
- ・電話や家庭訪問及び保護者の来校等により、お互いの情報を交換し整理する。
- ・複数の教職員で対応する。

##### 保護者への確認ポイント

- ・保護者から家出原因（動機）等の聴取
- ・当該児童生徒が使っている部屋や場所、物の確認
- ・書き置きやメモの有無（生命等緊急性の有無、家出先の推定）
- ・携帯電話所持と携帯の有無（発信着信履歴、メール内容から家出先の推定）
- ・所持金や通帳の持出し（交通機関、行動範囲、家出期間等の推定）
- ・所持品や服装及びその数量（家出期間の推定、搜索する際の特徴）
- ・自転車使用の有無（行動範囲の推定）
- ・最近の交友関係や興味及び関心事
- ・行き先や立寄り場所等の心当たり
- ・警察署へ※「行方不明者届」の提出

##### 交友者、知り合いへの確認ポイント

- ・行き先や居場所等の心当たり
- ・携帯電話への連絡や着信の有無
- ・他の交友者や知り合いの有無

**※ 平成22年4月1日から法改正に伴い「家出人搜索願」が「行方不明者届」に変更**



#### 関係者による緊急対策会議

- ・保護者や教職員及び児童生徒等からの情報収集と整理
- ・具体的な対応策を検討（最悪の事態を想定した対応策を検討）



#### 搜索の手順

- ① 放課後等を活用した教職員による搜索チームの編成
- ② 搜索ビラの作成（保護者了解のもと、本人の顔写真や特徴及び連絡先を記載したもの。）
- ③ 立寄りや立回り先が予想される場所のピックアップ
- ④ 複数の教職員で行動（緊急時に備え携帯電話を携帯）
- ⑤ 当該児童生徒を発見した時の連絡体制
- ⑥ 広域班や自宅周辺班など広範囲における搜索場所の分担
- ⑦ 教職員の健康面を配慮した体制と計画づくり
- ⑧ 情報集約担当を置き、搜索経過を逐一報告
- ⑨ 搜索終了時間を決め、情報集約後、保護者と教育委員会等に報告

## 検索及び連携

### 検索上の留意点

- ・保護者の意向を踏まえる。
- ・当該児童生徒のプライバシーに配慮した行動をする。
- ・携帯電話に、電話やメールを入れ続ける。(家出した事を責める内容は厳禁)
- ・自転車で家を出ている場合は、最寄り駅やバス停等付近の検索をする。
- ・保護者には、必ず一人は家を離れないように依頼する。

### 警察との連携

- ・家出が長期間にわたる、犯罪や事故遭遇の恐れがある、生命や身体に関わる場合は、管内の警察へ相談に赴き協議する。  
(携帯電話を携帯している場合、生死にかかわる等の特別な場合に限り、位置探索を実施する。)
- ・行方不明者届を提出する場合には、印鑑、写真、自転車の防犯登録番号が必要である。  
(平成22年4月1日以降、教職員が保護者に代わって、行方不明者届を提出することが可能になる。)

### 最寄り駅、立寄り先等の連携

- ・駅員や従業員等に対し、顔写真や手配書を配布提示して、目撃情報の収集を行う。  
(保護者了解のもと、駅や店内に搜索ビラの掲載等を依頼)



## 帰宅後の対応

### 学校及び当該児童生徒への対応

- ・当該児童生徒の指導や支援(心のケアも含む。)
- ・他の児童生徒への指導(普段どおりに接するよう指導)
- ・校内における教育相談体制の充実

### 保護者との連携

- ・保護者への助言(当該児童生徒への指導方法など。)
- ・保護者との連携強化(信頼関係の構築)

### 関係機関等の連携

- ・必要に応じて、関係機関等に支援を要請

- ① 入学直後及び家出に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合⇒出身学校(園)等
- ② 知能や身体及び情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合⇒こども家庭相談センター
- ③ 犯罪に関わった可能性がある場合⇒警察
- ④ 怪我や病気等が認められる場合⇒医療機関
- ⑤ 一時保護を必要とする場合⇒こども家庭相談センター

(参考)

## 最近の家出の傾向

- ・インターネットで知り合った全く面識のない人物を頼って家出をする児童生徒が増えている。
- ・奈良県下においても、家出サイトで知り合った中学生が、東京都に住む人物を頼って家出をした例がある。
- ・家出サイト以外にも、ゲームサイトやプロフ及びブログで知り合う場合が多い。

## 9 学級崩壊

### 初期対応のポイント

- ① 迅速に当該学級の教職員と児童生徒の実態を調査する。
- ② 事象を学校全体の問題ととらえ、全教職員が組織的に対応する。
- ③ 集団生活（学級）におけるルールづくりとその確認を教職員と児童生徒が一緒に行い、お互いの信頼関係回復に努める。
- ④ 当該学級の授業公開等を実施し、保護者やスクールカウンセラー及び関係機関等からのアドバイスや協力も活用する。

### 対応の手順

#### 状況の把握

##### 管理職や当該学年の教職員を中心に対応

- ・当該学級の情報を収集する。
- ・学級や児童生徒の実態を正確に把握する。
- ・把握した実態をもとに管理職を中心とした対策会議を開く。

##### 全教職員で対応

- ・会議で決定した内容について、全教職員の共通理解を図る。
- ・具体的な対応の時期や方法を示し、役割分担をする。

#### 情報収集と対応法の分析

##### 情報収集

- ・客観的に原因がどこにあるのか情報を収集する。（教職員や児童生徒及び学級集団等、それぞれ独立的なものか、複合的に発生しているか。）

##### 対応法の分析

- ・収集した情報をもとに、その解決のための規模（学級、学年、全校及び関係機関の協力等）や方法を分析する。
- ・場合によっては、特別支援的な視点からも分析する。
- ・効果的な対応の時期や方法を分析する。

### 具体的な対応

#### 教職員

##### 管理職や当該学年の教職員を中心に対応

- ・管理職を中心に当該学級の状況把握に努める。（授業や教室の状況及び児童生徒の実態等）
- ・当該学級の問題点を分析し、その対応策を考える。

##### 全教職員で対応

- ・対応策を教職員全員で共通理解し、それぞれの役割を果たす。
- ・常に対応の成果を確認し、対応策に従ってそれぞれの教職員が問題解決に取り組む。

##### 留意事項

- ・決して、当該学級担任だけの責任にしない。

#### 当該学級担任

##### 自己分析

- ・学級の問題点を整理し、他の教職員や関係機関のアドバイスを受ける。

##### 対応と協力依頼

- ・対応策やアドバイスを参考に、焦らずできることから地道に取り組む。
- ・協力してもらえることは遠慮なく他の教職員に依頼する。

##### 留意事項

- ・決して、自分一人で抱え込まない。

#### 児童生徒

##### 児童生徒の分析

- ・学級崩壊の中心な児童生徒を観察し、その行動をチェックする。
- ・中心な児童生徒を取り巻く児童生徒の行動もチェックする。
- ・被害を受けたり、規範意識の高い児童生徒もチェックする。
- ・それぞれの児童生徒の行動パターンや特徴をチェックする。

##### 留意事項

- ・決して、児童生徒の責任にしない。

### 保護者・PTA役員

#### 授業公開

・授業を保護者やPTA役員に公開し、現状を正直に認識してもらう。

#### 協力依頼

・学級懇談会やPTA役員会を開催し、助言や協力を依頼する。  
・様々な学級活動に保護者も参加いただき、教職員と保護者が力を合わせて学級の立て直しに取り組む。

#### 留意事項

・決して、何事も隠そうとしない。

### 関係機関との連携

#### 専門家

・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー又は特別支援教育の専門家に協力を依頼し、専門的な立場からアドバイスや協力をいただく。

#### 警察等

・暴力行為や器物破損等、場合によっては、警察等との連携も考える。

## 再発防止に向けた取組

### 予防的取組（様々なテストやアンケート調査）の積極的な活用

#### 教職員

##### 研修

・学級崩壊が起きた原因をしっかりと分析し、全教職員がそのことを教訓とできる研修を定期的実施する。

##### 点検

・定期的に教職員が互いの担当学級を点検し合えるような、開かれた学校作りを行う。  
・様々なテストやアンケート調査を活用し、学級の状況をチェックする。

### 当該学級担任

#### 信頼回復

・児童生徒の信頼回復に全力を注ぐ。  
・学級崩壊の中で心を痛めた児童生徒の精神的なケアに取り組む。

#### 授業や学級活動の改善

・学習指導の方法を根本的に改善する。  
・体験活動などを利用して、学級の良好な人間関係作りに取り組む。  
・道徳教育を利用して、児童生徒の心や規範意識を育てる。  
・約束事を教室に掲示し、常に児童生徒の目に触れるようにする。  
・時間を守って行動する習慣を児童生徒に身に付けさせる。

### 児童生徒

#### 意識改革

・自分たちでルールや目標を作らせて、チェックさせる。  
・朝と終わりの会を自分たちで運営させる。

### 保護者・PTA役員

#### 協力体制の確立

・学級崩壊が改善した後も開かれた学級づくりのため、授業公開や懇談会を定期的開催し、教職員と保護者の連携を強化する。

### 関係機関

#### 専門家や警察等との連携

・関係機関と連携し、様々な研修会や講演会を定期的実施する。

〈参考〉

### 学級経営チェックポイント

- 授業中における児童生徒の私語や立ち歩き
- 掃除に取り組む児童生徒の様子や教室の汚れ
- 教職員と児童生徒との会話内容や力関係
- 児童生徒の机の中やロッカーの状況
- 児童生徒の昼食時の状況
- 児童生徒の休み時間の行動
- 学級担任の様子



# 10 自殺予告

## 初期対応のポイント

- ① 冷静に内容を把握し、マニュアルに従って対応する。
- ② 寄せられた情報を分析し、迅速にその内容が事実かどうか確認する。
- ③ 管理職の指示のもと関係機関と連携をとりながら、命に関わる重大事象として学校全体の問題にとらえ、全教職員が組織的に対応する。
- ④ 当該児童生徒の安全確保を最優先させ、所在不明時には、警察等とも連携し、発見に全力を尽くす。
- ⑤ 当該児童生徒が発見された場合又は最悪の事態が発生した場合、冷静にその対応に全力を注ぐ。

## 対応の手順

### 電話や手紙・メールなど

#### 迅速冷静な初期対応

- ・ 予告内容を分析し、迅速に関連する情報を収集しながら対応チームを立ち上げる。また、会話や返信が可能な場合は、早まった行動に出ないよう相手を粘り強く説得する。

#### 関係機関への連絡と連携

- ・ 緊急を要する場合は、直ちに教育委員会と警察署へ連絡し、連携をとりながら対応する。

#### 全教職員で対応

- ・ 緊急職員会議を開き、全職員に関係する情報と対応策を示し、共通理解を図る。
- ・ 教職員は、すぐにそれぞれが担当する任務を遂行する。

#### P T A 役員との連携

- ・ P T A 役員に連絡を取り、状況と学校の対応について理解を求める。

#### マスコミ対応

- ・ マスコミ対応については、窓口を1本化する。

#### 留意点

- ・ 当該児童生徒の安全確保を最優先に対応する。

### ネット上の書き込みなど

#### 迅速冷静な初期対応

- ・ 予告内容を分析し、迅速に関連情報を収集しながら対応チームを立ち上げる。また、児童生徒の所在が不明の場合は、警察と連携し、※「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」に沿って対応し、予告してきた児童生徒を特定し、早まった行動に出ないよう粘り強く説得する。

#### 関係機関への連絡と連携

- ・ 直ちに教育委員会と警察署へ連絡し、連携しながら対応する。

#### 全教職員で対応

- ・ 緊急職員会議を開き、全職員に関係者の情報と対応策を示し、共通理解を図る。
- ・ 全職員は、すぐにそれぞれが担当する任務を遂行する。

#### P T A 役員との連携

- ・ P T A 役員に連絡を取り、状況と学校の対応について理解を求める。

#### マスコミ対応

- ・ マスコミ対応については、窓口を1本化する。

#### 留意点

- ・ 専門家やプロバイダ等の協力も視野に入れ対応する。

## 初期対応後の役割

### 教職員への情報提供及び対応策の共通理解

#### 全教職員で対応

- ・ 随時、新しく入手した情報を全教職員に伝え、共通理解を図る。
- ・ 管理職を中心に、変化する対応策をわかりやすく全教職員に伝える。
- ・ 捜索が必要な場合は、捜索活動に協力・参加する。
- ・ 当該児童生徒の保護者へは、学級担任を中心に対応する。
- ・ 新しいメールや書き込みがないか、常にチェックする。

### 自殺予告者への対応

#### 当該児童生徒

- ・ 当該児童生徒が特定できている場合は、関係機関と連携しながら本人の安全確保に全力を注ぎ、様々な手段を使って、本人への呼びかけを継続して行う。
- ・ 当該児童生徒が特定できない場合は、対象と考えられる全ての児童生徒に命の大切さ等を訴えられる集会や学級活動及び家庭訪問等を実施し、事象発生の予防に取り組む。

#### 留意点

- ・ 当該児童生徒が特定できていない状況での対応は、より慎重かつ冷静な行動が要求される。

### 全児童生徒に対する対応

#### 安全確保

- ・ 迅速に全児童生徒の所在及び安全確認に取り組む。

#### 心の診断とケア

- ・ 不安を抱える児童生徒がいないかアンケート調査等を実施する。

### 保護者・P T A 役員への対応

#### 協力依頼

- ・保護者やP T A 役員への説明や協力依頼が必要な場合は、緊急の保護者会やP T A 役員会を開く。
- ・特に、当該児童生徒が特定できない場合や特定できても所在不明の場合は、保護者やP T A 役員と連携し、適切な対応を進める。

### 関係機関との連携

#### 専門家や警察等との連携

- ・教育委員会や警察及びその他関係機関と連携し、常に綿密な連絡を取り合いながら事象の解決に取り組む。
- ・インターネット上の書き込み等に関連して、対応に専門的な知識や技術が必要な場合は、専門家やプロバイダ等に協力を依頼する。

### 自殺予告者を保護した場合の対応

- ・まずは当該児童生徒が無事であったことの喜びを本人に伝え、傷ついた心を和ませることに努める。
- ・当該児童生徒を責めるのではなく、寄り添いながら心のケアに努める。
- ・スクールカウンセラー等を活用しながら当該児童生徒の立ち直りの手助けをする。
- ・当該児童生徒の保護者との連携を密にし、校外外において随時本人の様子を見守る。
- ・様々な関係機関と連携し、当該児童生徒の立ち直りと事象の再発防止に取り組む。

### 最悪の事態が発生した場合の対応

- ・警察及び関係機関と連携し、迅速に情報収集や対応策の作成に取り組む。
- ・緊急職員会議を開き、全教職員に情報の共通理解を図る。
- ・P T A 役員と保護者に事象の報告と今後の対応策を示し、理解を求める。
- ・マスコミ対応の窓口を1本化する。
- ・児童生徒には、緊急の全校集会と学級会で事象を説明し、命の大切さについて指導する。
- ・直ちに、児童生徒の心の状態を知ることのできるアンケート調査等を実施する。
- ・スクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心のケアに努める。
- ・様々な関係機関と連携し、事象の再発防止に全力で取り組む。

## 再発防止に向けた取組

### 教職員の研修や対応

#### 研修

- ・事象の原因をしっかりと分析し、全教職員がそのことを教訓とできる研修を定期的実施する。

#### 点検

- ・定期的に教職員が互いの担当学級の児童生徒だけでなく、全校児童生徒の心の状況や行動を点検できるような学校作りを行う。

### 児童生徒への指導

#### 心の診断とケア

- ・命の大切さや生きる喜びを体感できるような学級活動や集会を定期的実施し、児童生徒の強い心を育てる。
- ・児童生徒の心の状態を知ることのできるアンケート調査等を定期的実施し、心の状況をチェックする。

### 保護者・P T A 役員との連携

#### 協力体制の確立

- ・児童生徒の大切な命を守るための取組の紹介や様々な場面での協力依頼を学級懇談会やP T A 役員会の中で継続的にする。

### 関係機関との連携

#### 地域住民や専門家及び関係機関との連携

- ・地域や専門家及び関係機関に児童生徒の見守りや様々な情報提供をお願いし、連携を深め、地域ぐるみで児童生徒の健全育成に取り組む。

※ 総務省や(株)テレコムサービス協会のホームページから参照可

## 1 1 喫煙

### 初期対応のポイント

- ① 喫煙または喫煙具所持を発見したときは、その場で喫煙又は喫煙具を所持していることをしっかりと確認し、そのことを児童生徒自身に認めさせる。
- ② その場で叱責するのではなく、落ち着いて話のできる場所で、まずは本人から話を聞く。
- ③ 話を聞いた後、喫煙行為または喫煙具所持が法律的にも校則としても健康面からも認められないことをしっかり指導する。
- ④ 振り返りの機会を設定し、行動の問題点について反省させる。
- ⑤ 保護者に連絡し、当該児童生徒同席のもと事象の説明と学校の指導の方針を伝える。

### 指導の手順

#### 当該児童生徒への指導

##### 事実確認

- ・喫煙又は喫煙具所持の事実をしっかりと認めさせる。
- ・本人から喫煙または喫煙具所持の理由やその背景の話を聞く。
- ・いかなる場合も喫煙または喫煙具所持が認められていないことをしっかり理解させる。
- ・振り返りの機会を設定し、行動の問題点について反省させる。

##### 保護者への連絡

- ・保護者を学校に召喚するか家庭訪問をし、本人を同席させた上で、事象の説明と学校の指導の方針を伝える。また、再発防止のための協力も依頼する。

##### 指導

- ・継続した指導に入る。

##### 留意点

- ・保護者への説明は、児童生徒にさせるのではなく、教職員が当該児童生徒同席のもと行う。

#### 学級や全校児童生徒への指導

##### 全体指導

- ・喫煙が健康や身体の成長に悪影響を及ぼすことや法律で禁止されている行為であることなど、学級活動や様々な集会等で指導する。

##### 講演

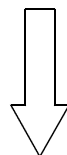
- ・関係機関の講師等を招いて、喫煙防止教室や講演会を実施する。

##### 学習会

- ・児童生徒が自ら考え、意見を出し合える喫煙についての学習会を設定する。

##### 全体指導

- ・喫煙防止をテーマにした学級活動や様々な集会等を開く。
- ・関係機関の講師等を招いて、喫煙防止教室や講演会を実施する。
- ・アンケート調査等を活用し、児童生徒の喫煙に対する意識や行為を把握し、その後の指導に活用する。



### 指導内容

#### 当該児童生徒への直接指導

- ・喫煙を始めた時期や喫煙場所などを聞く。
- ・家庭や学校での生活、友人関係、学習状況、進路及び悩みなどについて聞き、児童生徒の理解に努める。
- ・この事象について今後どのような生活を送るのか、自己決定を促す。

### 保護者に対して

#### 協力依頼と連携

- ・学級担任や学年主任及び生徒指導主事（担当者）から保護者に事象の説明をする。
- ・家庭における喫煙の状況やその認知度について聞く。
- ・学校の指導方針について伝える。
- ・家庭においても保護者と当該児童生徒が十分話し合えるよう依頼する。
- ・学校と保護者が常に連携をしながら当該児童生徒の健全な育成に取り組めるよう協力を依頼する。

### 関係機関と連携して

#### 専門家や警察及び地域住民との連携

- ・専門家や警察及び地域住民と連携しながら、地域での喫煙防止にも取り組んでもらう。

## 1 2 基本的生活習慣の確立

### 基本的生活習慣とは

- ① あいさつがしっかりできる。
- ② 睡眠時間をしっかりとれる。（就寝時間を守る等）
- ③ 食事をしっかりとれる。（朝・昼・夕食をマナーを守ってしっかり食べる等）
- ④ 排泄が自分でできる。（トイレに一人で決まった時間に行ける等）
- ⑤ 清潔にできる。（手洗い・歯磨き・入浴等）
- ⑥ 衣服を正しく自分で着られる。
- ⑦ 掃除や後片付けができる。
- ⑧ 忘れ物をしない。

### 学校及び地域における指導のポイント

#### 小学校

##### 観察

- ・入学時、奈良県教育委員会家庭教育7か条の内容が十分身に付いているかしっかり観察する。

##### 指導

- ・児童の人間関係づくりを工夫し、みんなが楽しく授業に取り組み、あいさつや掃除がきちんとでき、ルールを守れる学級集団づくりをする。
- ・児童が自ら決めたルールや目標を教室に掲示し、常に意識させる。
- ・体験活動を充実させ、児童が互いに長所や特技及び魅力を発見し、認め合える集団づくりに取り組む。
- ・道徳教育を中心に、心の豊かさや規範意識の醸成に取り組む。

#### 中学校

##### 観察

- ・入学時、小学校時代にどの程度の基本的生活習慣が身に付いているか観察する。

##### 指導

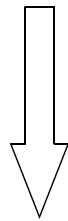
- ・特別活動を中心に生徒の人間関係づくりを工夫し、みんなが興味をもって授業に取り組める学級づくりをする。
- ・あいさつや掃除がきちんとでき、ルールを守れる学級集団づくりをする。
- ・道徳教育を中心に、心の豊かさや規範意識の醸成に取り組む。
- ・地域との交流の中で、あいさつ運動やボランティア活動を通して、基本的生活習慣を身につけさせる。
- ・部活動の中で、礼儀や言葉遣い及びマナー等を身につけさせる。

・地域の教育力も活用し、あいさつ運動やボランティア活動を通して、基本的な生活習慣を身につけさせる。



**小学校における具体的な指導内容**  
様々な場面での指導

- ・児童に学習や給食、掃除等のルール作りと、その実行状況の点検をさせる。
- ・グループ学習を活用する。
- ・研究発表会や音楽発表会等、発表の場を設定する。
- ・飼育環境の工夫や言語環境の整備をする。
- ・学級イベントを活用する。
- ・校外学習や修学旅行を活用する。



**中学校における具体的な指導内容**  
様々な場面での指導

- ・生徒会を活用し、生徒が自ら守れるルールづくりをさせる。(授業態度、服装、時間及び掃除等)
- ・特別活動や道徳教育を活用し、生徒の心や人間関係づくりに取り組み、その中で規範意識や基本的な生活習慣を身につけさせる。
- ・マナー講習会や職場体験の中から社会のルールを学習させる。
- ・学級活動の中で、様々な悩みや不安及び問題を抱える仲間を互いに支え合える集団づくりに取り組む。

〈参考〉

- 奈良県教育委員会家庭教育7か条**  
**小学校就学までに身につけさせる7か条**
- ① あいさつをする習慣をつけさせよう
  - ② 決めた時刻に寝る習慣をつけさせよう
  - ③ 身の回りの片付けをする習慣をつけさせよう
  - ④ 手伝いをする習慣をつけさせよう
  - ⑤ してよいこと、してはいけないことをしっかりと教えよう
  - ⑥ 家族で会話をする機会を増やそう
  - ⑦ 友だちと外で遊ばせよう

おつかいごめん

